

障害者計画および第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の意見を公募

障害者計画および第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画は、町民が障害の有無に関わらず、質の高い生活の実現に向けて、あらゆる場面で基本的人権が保障される社会を構築していくことを目指すため、本町の障害者施策推進の基本となるものです。

障害者福祉計画は、平成30年度以降の6年間、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画は平成30年度以降の3年間の指針となる計画です。

この計画案に対して、町民のかたがたの意見を聞くため、役場や町ホームページでの閲覧の機会を設け、意見を公募します。いただいた意見は、計画を策定する上での貴重な材料とさせていただきます。皆さんの意見をお寄せください。

- 募集期間
2月13日(火)～2月28日(水)
- 対象
長島町民のかた

交通事故や病気などの危険から守るために、猫は室内で飼いましょう。猫は、環境を整えてあげると、室内でも十分生活できます。また、ふん尿や菜園荒らしなど、周りの人に迷惑をかけないようにしましょう。

○不妊・去勢をしましょう
健康な猫に手術をするのはかわいそう、と思う人もいるかもしれませんが、産まれた子猫を責任を持って飼うことができるでしょうか。不幸な命を増やさないために不妊・去勢手術をしましょう。また、不妊・去勢手術は、病気の予防やマーキング行為の減少にもなります。

○所有者明示をしましょう
飼い猫だと分かるように、所有者を明示しましょう。開いたドアや窓の隙間から脱走したり、突然の災害で行方不明になることも考えられます。名前や連絡先を書いた迷子札を首輪につけたり、マイクロチップを施すことで、飼い主の元に戻ることができ

○閲覧場所
長島町ホームページ、役場1階ロビー、役場指江庁舎1階ロビー

○意見提出方法
原則として、意見用紙を用いて、住所・氏名・電話番号・意見を記入し、直接窓口に出すか、郵送・FAX・メールで提出してください。
※意見用紙は、閲覧場所にあります。

◎問い合わせ先
役場町民福祉課社会福祉係
☎(86) 1157「直通」

高齢者元気度アップ・ポイント事業のポイント交換は2月まで

高齢者元気度アップ・ポイント事業および高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業に登録している人は、2月末がポイント交換申請締め切りとなっております。関係書類の提出をお願いします。

◎問い合わせ先
長島町地域包括支援センター
☎(86) 1153「直通」

◎問い合わせ先

出水保健所
☎(62) 1636

鹿児島県霧島アートの森の臨時休園

鹿児島県霧島アートの森では、収蔵作品の燻蒸処理等実施のため、次の期間、臨時休園することとなりました。

○休園期間
2月19日(月)～2月26日(月)の8日間

◎問い合わせ先
鹿児島県霧島アートの森
☎0995(74) 5945

平成29年分確定申告の期限内納付と振替期日

納税は近くの金融機関(日本銀行歳入代理店)や税務署の窓口で受け付けていますが、申告所得税および復興特別所得税ならびに消費税および地方消費税(個人事業者)の納税は、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が便利です。利用していない人は、是非ご利用ください。

少量危険物の貯蔵または取り扱いについてお願い

少量の危険物を貯蔵または取り扱う場合は、阿久根地区消防組合火災予防条例に基づき消防署への届出が必要です。

指定数量の5分の1以上(個人の住居は2分の1以上)指定数量未満の危険物を「少量危険物」といいます。身近な危険物ではガソリン、灯油、軽油および重油が該当します。

また、少量危険物の移送(ミニローリー車など)についても届出が必要となります。

◎問い合わせ先
阿久根地区消防組合東分遣所
☎(86) 0119「直通」
阿久根地区消防組合長島分遣所
☎(88) 5333「直通」

春季全国火災予防運動

3月1日から3月7日までの一週間にわたり、春季全国火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり

なお、平成29年1月から、振替納税に係る領収書は送付

してならず、書面による証明が必要な人には、口座振替がされた旨の証明を行います。

○平成29年分確定申告の納付期限と振替納税の振替日
・申告所得税および復興特別所得税
納付期限 3月15日(木)

振替納税振替日 4月20日(金)
・消費税および地方消費税(個人事業者)
納付期限 4月2日(月)
振替納税振替日 4月25日(水)

◎問い合わせ先
出水税務署
☎(62) 0200

「法定相続情報証明制度」で相続手続きを応援

法務局では、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する「法定相続情報証明制度」を平成29年5月29日から開始しました。

相続手続では、亡くなった人の戸籍謄本などの束を、相続手続を取り扱う各種窓口にも何度も出し直す必要があります。

法定相続情報証明制度は、

り、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とします。

空気が乾燥し、風の強い日が多くなりますので、火の取扱いには十分注意し、火災予防に心がけましょう。
平成29年度全国統一防火標語「火の用心 ことばを形に習慣に」

◎問い合わせ先
阿久根地区消防組合東分遣所
☎(86) 0119
阿久根地区消防組合長島分遣所
☎(88) 5333

猫の適正飼養推進月間

2月は猫の適正飼養推進月間です。

鹿児島県では、猫の繁殖時期が始まる2月を「猫の適正飼養推進月間」と定め、猫の終生飼養および適正飼養の啓発を行っています。

猫を飼うときは、次のルールを守りましょう。
○室内で飼いましょう

登記所(法務局)に戸籍謄本などの束を提出し、相続関係を一覧に表した図(法定相続情報一覧図)を併せて提出すれば、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で必要な通数を交付する制度です。

その後の相続手続では、この法定相続情報一覧図の写しを利用することで、戸籍謄本などの束を何度も出し直す必要がなくなります。また、各手続の審査機関の負担も軽減されますので、是非ともご利用ください。

制度の詳細は、法務省ホームページでご覧ください。
◎問い合わせ先
鹿児島県法務局総務課
☎099(259) 0667